

○吉富町老朽危険空家等除却事業補助金交付要綱

平成30年3月22日告示第26号

改正

令和3年3月31日告示第38号

令和8年3月31日告示第34号

令和8年8月20日告示第78号

吉富町老朽危険空家等除却事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、吉富町内に存在する老朽危険空家等を除却する所有者等に対し、経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、住民の安心・安全の確保と住環境の改善及び良好な景観の維持を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 老朽危険空家等 周辺の住環境を悪化させ放置されている建築物で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 建築物の区分に応じ、それぞれ定める別表に掲げる老朽危険空家等の判定基準による各評点の合計が100点以上の建築物

イ その他町長が除却の必要があると認める建築物

(2) 対象費用 老朽危険空家等の除却及び処分に要する費用

(補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる老朽危険空家等は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 吉富町内に存する建築物

(2) 所有権以外の権利が設定されていない建築物

(3) 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していない建築物

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めたものは、補助の対象とすることができる。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（法人を除く。）をいう。

(1) 補助対象建築物の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産課税台帳）に所有者として記録されている者

(2) 前号に規定する者の相続人

(3) その他町長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助

対象者となることができないものとする。

(1) 町税、保険料、保育料、住宅使用料等を滞納している者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者

- 3 補助対象建築物が複数の共有である場合は当該共有者から、相続関係者がいる場合は相続関係者等全員から補助対象建築物の除却についての同意が得られない場合は補助対象者とししない。ただし、当該補助金の申請をしようとする者が紛争等が生じた場合の誓約書（様式第1号）を提出できる場合については、この限りではない。

（補助対象工事）

第5条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 敷地内の補助対象建築物すべてを除却する工事であること

(2) 補助対象者が工事請負契約を締結する工事であること

(3) 解体する工事を行うために必要な資格等を有している業者が行う工事であること

(4) 本補助金と併せて他の制度等に基づく補助金の交付を受けていない工事であること

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、対象費用に2分の1を乗じて得た額とし、300,000円を限度とする。

- 2 過去にこの要綱に基づく補助金を受けている場合は、300,000円から既に交付した額を差し引いた金額を限度とする。

- 3 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（事前協議）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業の対象となるかの確認を行うための事前調査申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、対象建築物の調査および申請の内容を審査のうえ、補助対象建築物に該当するか否かを判定し、その結果を事前調査結果報告書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金交付の申請等）

第8条 申請者は、当該除却工事に着手する前に補助金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事实施（変更）計画書（様式第5号）
 - (2) 工事見積書の写し（内訳明細の付いたもの）
 - (3) 位置図
 - (4) 現況写真
 - (5) 町税等納付状況調査同意書（様式第6号）
 - (6) 誓約書（様式第1号）
 - (7) その他町長が必要と認める書類
- （交付決定）

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査のうえ補助金交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第10条 補助金の交付決定後に工事の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更申請書（様式第8号）に工事实施（変更）計画書（様式第5号）及びその内容が確認できる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請により補助金の交付決定の内容を変更するときは、補助金交付変更承認通知書（様式第9号）により通知するものとする。
- （工事の着手）

第11条 工事の着手は、補助金交付決定後に行わなければならない。

（工事の中止又は廃止）

第12条 申請者は、補助金交付決定後において、事業を中止又は廃止しようとする場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、申請者に通知するものとする。

（事業の完了報告）

第13条 申請者は、工事が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、工事完了報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事領収書の写し（除却工事を請け負った者が発行したもの）
- (3) 工事完了写真（着手前後及び施工状況のわかるもの）
- (4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し

(５) その他町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第１４条 町長は、前条の規定により提出された工事完了報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第１３号）により、速やかに申請者に通知する。

(補助金の交付)

第１５条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額が確定した後に行うものとする。

２ 申請者は補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第１４号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第１６条 町長は補助金の交付を受けた者で、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(１) 申請書及びその他の提出書類の内容に偽りがあったとき

(２) 前号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認めたとき

(その他)

第１７条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

１ この告示は、平成３０年４月１日から施行する。

(失効)

２ この告示は、令和１３年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に補助金の交付決定を受けた者に係る規定は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則（令和３年３月３１日告示第３８号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和８年３月３１日告示第３４号）

この告示は、令和８年４月１日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

老朽危険家屋等の判定基準（鉄筋コンクリート造の建築物並びにコンクリートブロック造の建築物及び補強コンクリートブロック造の建築物を除く。）

評定区分	評定項目	評定内容	評点
構造の一般の程度	(1)基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10
		ロ 構造耐力上主要な部分である基礎が無いもの	20
	(2)柱	構造耐力上主要な部分である柱の最小径が7.5センチメートル未満のもの	20
	(3)外壁又は界壁	外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住宅の独立性を確保するため適当な構造でないもの	25
構造の腐朽又は破損の程度	(1)基礎、土台柱又は梁	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25
		ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、梁が腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50
		ハ 基礎、土台、柱又は梁の腐朽破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100
	(2)外壁又は界壁	イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15
		ロ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25
	(3)屋根	イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15
		ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25

		ハ 屋根が著しく変形したもの	50
防火上又は避難上の構造の程度	(1)外壁	イ 延焼のおそれのある外壁があるもの	10
		ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20
	(2)屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10
	(3)軒裏	軒裏が可燃性材料となっているもの	10
道路等の通行人又は隣接地に対する影響	外壁又は屋根等	外壁、屋根材が道路又は隣接地に落下する等、敷地外に被害を及ぼす恐れがあるもの	25
その他	街並みの景観を著しく害するなど特別な配慮が必要なものの		15
	狭あい道路に面しているもの		15

別表第 2（第 2 条関係）

老朽危険家屋等の判定基準（鉄筋コンクリート造の建築物）

評定区分	評定項目	評定内容	評点
構造の一般の程度	(1) 基礎	基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30
	(2) 柱及び耐力壁の配置（※）	柱及び耐力壁の全体の配置が構造耐力上適当でないもの	15
	(3) 柱及び耐力壁の断面積（※）	イ 一階の柱及び耐力壁の断面積から算出される強度指標 C が 〇・四以上 〇・六未満のもの	20
		ロ 一階の柱及び耐力壁の断面積から算出される強度指標 C が 〇・四未満のもの	40
	(4) 外壁又は界壁	外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの	25
	(5) 増築が行われた外壁又は屋根	増築が行われた外壁（屋外側に増築が行われたものに限る。）又は屋根が適当な構造でないもの	30
構造の劣化又は破損の程度	(1) 基礎、柱、はり又は耐力壁	イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15
		ロ 変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20
		ハ 変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40
		ニ 変形又は不同沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80
	(2) 壁（耐力壁を除く。）	イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	10
		ロ 変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	15

		もの	
		ハ 変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剝離が多くあるもの等大修理を要するもの	25
	(3)外壁	イ 外壁の仕上材料に浮きがあり剝落の恐れのあるもの	15
		ロ 外壁の仕上材料が剝落し危害を生ずるおそれのあるもの	25
	(4)屋根	イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	10
		ロ たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剝離があるもの	15
		ハ たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25
防火上又は避難上の構造の程度	外壁、開口部等	イ 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が不備であるため防火上支障があるもの	15
		ロ 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30
道路等の通行人又は隣接地に対する影響	外壁又は屋根等	外壁、屋根材が道路又は隣接地に落下する等、敷地外に被害を及ぼす恐れがあるもの	25
その他	街並みの景観を著しく害するなど特別な配慮が必要なもの		15
	狭あい道路に面しているもの		15

別表第 3（第 2 条関係）

老朽危険家屋等の判定基準（コンクリートブロック造及び補強コンクリートブロック造の建築物）

評価区分	評価項目	評価内容	評価点
構造の一般の程度	(1) 基礎	イ 耐力壁の基礎がコンクリートブロック造であるもの	10
		ロ 耐力壁の基礎が一体の鉄筋コンクリート造又はコンクリートブロック造でないもの	15
		ハ 基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30
	(2) 耐力壁の配置	イ 耐力壁の配置が構造耐力上適当でないもの又は耐力壁に囲まれた床の面積が六十平方メートルを超える室があるもの	15
		ロ 耐力壁の配置が構造耐力上適当でないもので耐力壁に囲まれた床の面積が六十平方メートルを超える室があるもの	30
	(3) 耐力壁の構造	イ 耐力壁の各階の壁頂に臥梁がないもの、鉄筋、鉄骨若しくは鉄筋コンクリートによる補強がなく芋目地を含むもの又は耐力壁の厚さ及び長さが著しく不足するもの	10
		ロ 耐力壁の各階の壁頂に臥梁がないもの、鉄筋、鉄骨若しくは鉄筋コンクリートによる補強がなく芋目地を含むもの又は耐力壁の厚さ及び長さが著しく不足するもののうち、二つの要件を満たすもの	20
		ハ 耐力壁の各階の壁頂に臥梁がないもの、鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートによる補強がなく芋目地を含むものかつ耐力壁の厚さ及び長さが著しく不足するもの	40
	(4) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25
	(5) 増築が行われた外壁又は屋根	増築が行われた外壁（屋外側に増築が行われたものに限る。）又は屋根が適当な構造でないもの	30

構造の劣化 又は破損の 程度	(1)基礎、柱、 はり又は耐力壁	イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15
		ロ 変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剝離があるもの等中規模の修理を要するもの	20
		ハ 変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剝離が多くあるもの等大修理を要するもの	40
		ニ 変形又は不同沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80
	(2)壁（耐力壁を除く。）	イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	10
		ロ 変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剝離があるもの等中規模の修理を要するもの	15
		ハ 変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剝離が多くあるもの等大修理を要するもの	25
	(3)外壁	イ 外壁の仕上材料に浮きがあり剝落の恐れのあるもの	15
		ロ 外壁の仕上材料が剝落し危害を生ずるおそれのあるもの	25
	(4)屋根（ただし、小屋組が木造の場合にあっては、別表の測定基準及び評点を適用するものとする。）	イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	10
		ロ たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剝離があるもの	15
		ハ たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25
防火上又は避難上の構造の程度	外壁、開口部等	イ 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が不備であるため防火上支障があるもの	15
		ロ 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため	30

		防火上危険があるもの	
道路等の通行人又は隣接地に対する影響	外壁又は屋根等	外壁、屋根材が道路又は隣接地に落下する等、敷地外に被害を及ぼす恐れがあるもの	25
その他	街並みの景観を著しく害するなど特別な配慮が必要なものの		15
	狭あい道路に面しているもの		15

様式第 1 号（第 4 条、第 8 条関係）

様式第 1 号（第 4 条、第 8 条関係）

誓 約 書

吉富町長 様

私が老朽危険空家等の除却事業を行うにあたり、次のことについて誓約いたします。

記

1. 下記の所在地で行う家屋解体工事及び申請手続き等に関し、他の所有者又は相続関係者、および近隣住民等との紛争、並びに異議申し立て等につきましては、私が一切の責任を負い、吉富町にご迷惑をおかけしないことを約束します。
2. 事前調査に際し、町の調査員が敷地内に立ち入ることについては拒んだりいたしません。
3. 行政の指導に対しては、誠意をもって対応します。

記

（空家等の所在地） 吉富町大字

年 月 日

（住 所）

ﾌﾘｶﾞﾀ

（氏 名）

印

（生年月日）

昭和・平成

年

月

日

様式第 2 号（第 7 条関係）

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

吉富町長 様

事前調査申請書

吉富町老朽危険空家等除却事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり事前調査の申請をします。

申請者 住所

氏名

印

連絡先

－

－

項 目	内 容
建築物等の所有者氏名	
申請者と所有者の続柄	☐ 本人 ☐ 相続人（関係者） ☐ その他（ ）
建築物等の所在地	吉富町大字
建築物等の構造	☐ 木造 ☐ その他（ ）
建築物等の規模	・延べ床面積 m ² ・階数 階立て
建築物等の用途	
立入調査の承諾	調査員による建物及びその敷地への立入りについて承諾いたします。 年 月 日 所有者氏名 印
申請に必要な書類	・ 建物の全部事項証明書（原本） ・ 申請者が本人であることを証する書類（運転免許証等の写） ・ 相続人が申請者の場合は、所有者との相続関係が分かる戸籍の全部事項証明書（原本） ・ 位置図及び現況写真（建物ごと全景 2 枚以上）

※この申請書は、上記建築物が吉富町老朽危険空家等除却事業における補助対象物件に該当するか否かの判定をするため、あらかじめ調査・審査を申し込むものです。補助を受けて建築物を除去しようとする場合は、別途補助金の交付申請の手続きが必要となります。

※事業の着手（除却工事）は、補助金交付決定後に行ってください。

※口欄は、該当に「レ」を記入してください。

様式第 3 号（第 7 条関係）

様式第 3 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

吉富町長 印

事前調査結果報告書

年 月 日付で申請のあった吉富町老朽危険空家等除却事業事前調査申請書につきまして、調査した結果を次のとおり報告いたします。

建 物 の 所 在 地	吉富町大字
建 物 の 規 模	・延べ床面積 m ² ・階数 階建て
調 査 実 施 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分
調 査 結 果	☐ 補助対象建築物に該当します。 ☐ 補助対象建築物に該当しません。

様式第 4 号（第 8 条関係）

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

吉富町長 様

申請者 住所

氏名
連絡先 - - 印

補助金交付申請書

吉富町老朽危険空家等除却事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

建築物等の所有者氏名	
申請者と所有者の続柄	☐ 本人 ☐ 相続人（関係者） ☐ その他（ ）
建築物等の所在地	吉富町大字
建築物等の構造、規模	・ 造 ・ 延べ床面積 m ² ・ 階数 階建て
補助対象費用	円（千円未満切捨て）
補助金交付申請額	円

添付書類

- (1) 工事実施（変更）計画書（様式第 5 号）
- (2) 工事見積書の写し（内訳明細の付いたもの）
- (3) 位置図
- (4) 現況写真
- (5) 町税等納付状況調査同意書（様式第 6 号）
- (6) 誓約書（様式第 1 号）
- (7) その他町長が必要と認める書類

様式第 5 号（第 8 条、第 10 条関係）

様式第 5 号（第 8 条、第 10 条関係）

工事実施（変更）計画書

1. 老朽危険空家等の解体除却工事の概要

建築物所在地		吉富町大字
建築物所有者		
施工者	住 所	
	会社名	担当者名（ ）
	電話番号	
解体工事着手予定日		年 月 日
解体工事完了予定日		年 月 日

2. 老朽危険空家等の概要

延べ床面積	㎡		
階 数	地上 階	地下 階	
構 造	造り	一部	造り

3. 交付申請額の算出方法

項 目	事業費	補助対象 費用	補助基本額 (A)	補助率 (B)	交付申請額 (C)=(A)×(B)
解体工事				1 / 2	
				(D)	300,000 円
合 計				(C)と(D) の少ない額	
今回交付申請額					
既交付決定額					
変更増減額					

（注 1）事業費は、実際に要する事業費を記載すること。

（注 2）補助対象費用は、補助対象となる老朽危険空家等の除却及び処分に要する費用を記載すること。

（注 3）交付申請額は、1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

（注 4）変更申請の場合は、変更前の記載内容を上段に（ ）書きすること。

様式第 6 号（第 8 条関係）

様式第 6 号（第 8 条関係）

年 月 日

吉富町長 様

町税等納付状況調査同意書

吉富町老朽危険空家等除却事業補助金の交付申請にあたり、私（申請者）の町税等の納付状況について吉富町が調査することに同意します。

住 所 _____

（補助金交付申請者）

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

【調査項目】

住民税
固定資産税
軽自動車税
国民健康保険税
後期高齢者医療保険税
介護保険料
保育料
町営住宅使用料（駐車場使用料等含む）
学童保育所利用料金
上下水道料金
上水道口径別分担金
下水道受益者負担金
奨学金返還金

様式第 7 号（第 9 条関係）

様式第 7 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

吉富町長

印

補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった吉富町老朽危険空家等除却事業補助金について、吉富町老朽危険空家等除却事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 建築物等の所有者氏名 _____

2 補助対象建築物の所在地

吉富町大字 _____

3 交付決定額 _____ 円

4 交付の条件

- ・補助金交付申請書及び工事実施計画書の内容に従い、適正に除却工事を施工すること。
- ・工事完了後は、遅滞なく工事完了報告書（様式第 1 2 号）を提出すること。

様式第 8 号（第10条関係）

様式第 8 号（第 1 0 条関係）

補助金交付変更申請書

年 月 日

吉富町長 様

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付吉住第 号により交付決定を受けた吉富町老朽危険空家等除却事業の内容について、次の通り変更したいので、吉富町老朽危険空家等除却事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、工事実施（変更）計画書（様式第 5 号）等を添えて次のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称	吉富町老朽危険空家等除却事業	
2. 建築物所在地	吉富町大字	
3. 建築物所有者		
4. 所有者との続柄	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 孫 ☐ その他（ ）	
5. 補助対象費用	当初	円（千円未満切捨て）
	変更	円（千円未満切捨て）
	増減額	円
6. 補助金交付変更申請額	当初	円（千円未満切捨て）
	変更	円（千円未満切捨て）
	増減額	円
7. 変更概要		

※補助金額は老朽危険空家等の除却及び処分に要する費用に 1/2 を乗じて得た額以内で 300,000 円を限度とする。

【添付書類】

- (1) 工事実施（変更）計画書（様式第 5 号）
- (2) 工事見積書の写し（内訳明細の付いたもの）
- (3) 位置図
- (4) 現況写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

様式第 9 号（第10条関係）

様式第 9 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

吉富町長

印

補助金交付変更承認通知書

年 月 日付で補助金交付変更申請があった吉富町老朽危険空家等除却事業については、次のとおり承認したので通知します。

- 1 交付決定番号 第 号（ 年 月 日付）
- 2 変更の対象は、補助金交付変更申請書に記載のとおりとする。
- 3 補助対象費用 円
- 4 補助金交付変更決定額 円

様式第10号 (第12条関係)

年 月 日

申請者

氏 名

電話番号

印

年 月 日付 第 号にて交付決定を受けた吉富町老朽危険空家等除却事業を次のとおり中止（廃止）したいので、吉富町老朽危険空家等除却事業補助金交付要綱第 12 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

110

1. 補助事業の名称	吉富町老朽危険空家等除却事業
2. 建築物所在地	吉富町大字
3. 建築物所有者	
4. 中止（廃止）理由	

添付書類 (添付する書類にチェックをしてください。)

☐位置図 ☐配置図 ☐現況写真 ☐その他()

様式第11号（第12条関係）

様式第11号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

吉富町長

印

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で補助事業中止（廃止）承認申請があった吉富町
老朽危険空家等除却事業については、申請のとおり中止（廃止）の承認を決定
したので通知します。

1 交付決定番号 第 号（ 年 月 日付）

様式第12号（第13条関係）

様式第12号（第13条関係）

工事完了報告書

年 月 日

吉富町長 様

申請者

住 所

氏 名

電話番号

印

年 月 日付 第 号にて交付決定を受けた吉富町老朽危険空家等除却事業が完了しましたので、吉富町老朽危険空家等除却事業補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1. 補助事業の名称	吉富町老朽危険空家等除却事業
2. 建築物所在地	吉富町大字
3. 建築物所有者	
4. 所有者との続柄	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 孫 ☐ その他（ ）
5. 補助対象費用	円（千円未満切捨て）
6. 補助金交付決定額	円（千円未満切捨て）

※補助金額は老朽危険家屋等の除却及び処分に要する費用に1/2を乗じて得た額以内で300,000円を限度とする。

添付書類

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事領収書の写し（除却工事を請け負った者が発行したもの）
- (3) 工事完了写真（着手前後及び施工状況のわかるもの）
- (4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

様式第13号（第14条関係）

様式第13号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

吉富町長

印

補助金交付確定通知書

年 月 日付で工事完了報告があった老朽危険空家等除却事業補助金について、吉富町老朽危険空家等除却事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

1. 補助対象建築物等の所在地

吉富町大字 _____

2. 補助金確定額 _____ 円

様式第14号（第15条関係）

様式第14号（第15条関係）

年 月 日

吉富町長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

印

補助金交付請求書

年 月 日付 第 号にて交付確定通知のあった補助金について、吉富町老朽危険空家等除却事業補助金交付要綱第15条の規定により請求します。

1 補助金交付請求額	金 _____ 円
------------	-----------

2 振込先	
金融機関名	銀行名
	本店・支店名
口座種類	☐ 普通 ☐ 当座
口座番号	
口座名義人	(フリガナ)
	氏 名